2025年７月１日現在

患者様へのお知らせ（厚生労働大臣の定める掲示事項）

Ⅰ.　当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

Ⅱ.　入院基本料について

ICU「特定集中治療室管理料２」
１日に24人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。看護職員１人当たりの受け持ち数は、２人以内です。

HCU「ハイケアユニット入院医療管理料１」
１日に12人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。看護職員１人当たりの受け持ち数は、４人以内です。

３階東HCU「ハイケアユニット入院医療管理料１」
１日に３人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。看護職員１人当たりの受け持ち数は、４人以内です。

３階Ｎ病棟「一般病棟入院基本料（急性期一般入院料１）」
１日に14人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。
・朝９時から夕方17時まで　　看護職員１人当たりの受け持ち数は、７人以内です。
・夕方17時から深夜１時まで　看護職員１人当たりの受け持ち数は、12人以内です。
・深夜１時から朝９時まで　　看護職員１人当たりの受け持ち数は、12人以内です。

３階東病棟・３階西病棟・４階東病棟・４階西病棟「一般病棟入院基本料（急性期一般入院料１）」
１日に18人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。
・朝９時から夕方17時まで　　看護職員１人当たりの受け持ち数は、７人以内です。
・夕方17時から深夜１時まで　看護職員１人当たりの受け持ち数は、12人以内です。
・深夜１時から朝９時まで　　看護職員１人当たりの受け持ち数は、12人以内です。

５階東病棟・５階西病棟「回復期リハビリテーション入院管理料（13対１入院基本料）」
１日に12人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。
・朝９時から夕方17時まで　　看護職員１人当たりの受け持ち数は、13人以内です。
・夕方17時から深夜１時まで　看護職員１人当たりの受け持ち数は、25人以内です。
・深夜１時から朝９時まで　　看護職員１人当たりの受け持ち数は、25人以内です。

Ⅲ.　入院診療計画、医療安全管理体制及び褥瘡対策について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して患者様に関する診療計画を策定し、７日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制及び褥瘡対策の基準を満たしております。

Ⅳ.　院内感染対策について

当院では、院内感染を防止し安全かつ適切な医療の提供体制を確保するために感染対策委員会を設置しています。

感染対策委員会の活動について

①　感染防止対策の実施…　標準予防策（手指消毒の実施、状況に応じた手袋、エプロン、ガウン、マスクの着用）を行っています。
②　抗菌薬の適正使用…　耐性菌の予防、医療関連感染状況についての調査、検討を行っています。
③　院内ラウンドの実施…　各部署を巡視し、標準予防策対策の実施状況の点検、指導を行っています。
④　その他の感染防止に関する事項

Ⅴ.　DPC対象病院について（平成21年４月１日より）

当院は、入院医療費の算定にあたり包括評価と出来高評価を組み合わせて計算する“DPC対象病院”となっております。

※患者様の病気・治療内容等によっては、この制度の対象に該当しない場合もございます。

※医療機関別係数　1.6303（基礎係数1.0718＋機能評価係数Ⅰ0.4339＋機能評価係数Ⅱ0.0791＋救急補正係数0.0455＋激変緩和係数0.0000）

2025.7.1時点

Ⅵ.　当院では、関東信越厚生局長に下記の届出を行っております。

１）　入院時食事療養について

入院時食事療養費（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。当院は、入院時食事療養に関する特別管理による食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に適時（朝食午前８時、昼食午後０時、夕食午後６時）、適温にて提供しております。

２）　基本診療料の施設基準等に係る届出

超急性期脳卒中加算	患者サポート体制充実加算	病棟薬剤業務実施加算１	データ提出加算
入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）	医療安全対策加算１	救急医療管理加算	せん妄ハイリスク患者ケア加算
精神疾患診療体制加算	認知症ケア加算	療養環境加算	重症者等療養環境特別加算
感染対策向上加算１	入退院支援加算	総合入院体制加算２	地域医療体制確保加算
回復期リハビリテーション病棟入院料１	看護職員処遇改善評価料	重症患者初期支援充実加算	報告書管理体制加算
褥瘡ハイリスク患者ケア加算	ハイケアユニット入院医療管理料１（早期離床・リハビリテーション加算）（早期栄養介入加算）		

一般病棟入院基本料	排尿自立支援加算	看護職員夜間配置加算	医療DX推進体制整備加算	特定集中治療室管理料２
診療録管理体制加算１	急性期看護補助体制加算	リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算	栄養サポートチーム加算	医師事務作業補助体制加算１　15対１

3）　特掲診療料の施設基準等に係る届出

人工腎臓	輸血管理料Ⅱ	導入器加算１	薬剤管理指導料	無菌製剤処理料	定位放射線治療
硬膜外自家血注入	１回線量増加加算	胸腔鏡下弁形成術	胸腔鏡下弁置換術	腹腔鏡下肝切除術	麻酔管理料（Ⅰ）（Ⅱ）
がん治療連携指導料	外来化学療法加算１	冠動脈ＣＴ撮影加算	心臓ＭＲＩ撮影加算	画像診断管理加算２	放射線治療専任加算
外来放射線治療加算	乳房ＭＲＩ撮影加算	病理診断管理加算２	下肢創傷処置管理料	外来排尿自立指導料	緊急穿頭血腫除去術
ストーマ合併症加算	院内トリアージ実施料	開放型病院共同指導料	医療機器安全管理料１	がん患者指導管理料ロ	腹腔鏡下膵腫瘍摘出術
在宅療養後方支援病院	外来放射線照射診療料	椎間板内酵素注入療法	がん患者指導管理料イ	医療機器安全管理料２	高エネルギー放射線治療
検体検査管理加算(Ⅳ)	がん治療連携計画策定料	体外式膜型人工肺管理料	周術期栄養管理実施加算	CT撮影及びMRI撮影	入院ベースアップ評価料

がん性疼痛緩和指導管理料	抗悪性腫瘍剤処方管理加算	悪性腫瘍病理組織標本加算	婦人科特定疾患治療管理料	外来腫瘍化学療法診療料１	
BRCA1／2遺伝子検査	腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術	体外照射呼吸性移動対策加算	内視鏡的逆流防止粘膜切除術	二次性骨折予防継続管理料１	
二次性骨折予防継続管理料２	二次性骨折予防継続管理料３	がん患者リハビリテーション料	体外衝撃波腎・尿管結石破砕術	下肢末梢動脈疾患指導管理加算	
早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術	在宅腫瘍治療電場療法指導管理料	画像誘導放射線治療（ＩＧＲＴ）	運動器リハビリテーション料（Ⅰ）		
呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）	腹腔鏡下リンパ節群郭清術（側方）	緊急整復固定加算及び緊急挿入加算	人工肛門・人工膀胱造設前処置加算		
バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術	保険医療機関間の連携による病理診断	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）	遺伝学的検査の注１に規定する施設基準		
心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）	大動脈バルーンパンピング法（ＩＡＢＰ法）	腎髄刺激装置植込術及び腎髄刺激装置交換術		
透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料			
経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）	不整脈手術　左心耳閉鎖術（胸腔鏡下によるもの）	ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）			
経皮的循環補助法（ポンプカテーテルを用いたもの）	腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術（胆嚢床切除を伴うもの）	医科点数表第２章第10部手術の通則の16に掲げる手術			
癒着性腎髄くも膜炎手術（腎髄くも膜剥離操作を行うもの）	HPV核酸検出及びHPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）	不整脈手術　左心耳閉鎖術（経カテーテル的手術によるもの）			
腹腔鏡下腎盂形成手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	組織拡張器による再建手術（乳房（再建手術）の場合に限る。）				
腹腔鏡下直腸切除・切断術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）				
乳癌センチネルリンパ節加算１及びセンチネルリンパ節生検（併用）	乳癌センチネルリンパ節加算２及びセンチネルリンパ節生検（単独）				
夜間休日救急搬送医学管理料の注３に規定する救急搬送看護体制加算	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）				
腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	心臓ペースメーカー指導管理料の注５に規定する遠隔モニタリング加算				
経カテーテル弁置換術（経心尖大動脈弁置換術及び経皮的大動脈弁置換術）	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（リードレスペースメーカー）				
両心室ペースメーカー移植術（心筋電極の場合）及び両心室ペースメーカー交換術（心筋電極の場合）	膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術（経尿道）				
植込型除細動器移植術（心筋リードを用いるもの）及び植込型除細動器交換術（心筋リードを用いるもの）	救急患者連携搬送料				
両心室ペースメーカー移植術（経静脈電極の場合）及び両心室ペースメーカー交換術（経静脈電極の場合）					
腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）及び腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）					
両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術（心筋電極の場合）及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術（心筋電極の場合）					
両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術（経静脈電極の場合）及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術（経静脈電極の場合）					
腹腔鏡下胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））					
腹腔鏡下胃全摘術（単純全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下胃全摘術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））					
植込型除細動器移植術（経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの）、植込型除細動器交換術（その他のもの）及び経静脈電極抜去術					
腹腔鏡下噴門側胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下噴門側胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））					
食道縫合術（穿孔、損傷）（内視鏡によるもの）、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、小腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、結腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、腎（腎盂）腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、尿管腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、膀胱腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、膣腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）					

4)医科点数表第２章第 10 部手術の通則５及び６(歯科点数表第２章第９部の通則４を含む。)に掲げる手術　等

区分１に分類される手術		手術件数
ア	頭蓋内腫瘤摘出手術等	29
イ	黄斑下手術等	1
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	39
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	154

区分２に分類される手術		手術件数
ア	靭帯断裂形成手術等	7
イ	水頭症手術等	26
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	94
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	24
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	5

区分３に分類される手術		手術件数
ア	上顎骨形成術等	6
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	2
キ	同種死体腎移植術等	0

その他の区分に分類される手術		手術件数
ア	人工関節置換術	7
イ	乳児外科施設基準対象手術	0
ウ	ペースメーカー移植術及び交換術	62
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	67
オ	経皮的冠動脈形成術	
	特殊カテーテルによるもの(高速回転式ｱﾃﾚｸﾄﾐｰ)	25
	特殊カテーテルによるもの(ｴｷｼﾏﾚｰｻﾞｰ血管形成用ｶﾃｰﾃﾙ)	0
	急性心筋梗塞に対するもの	0
	不安定狭心症に対するもの	3
	その他のもの	31
	経皮的冠動脈粥腫切除術	1
	経皮的冠動脈ステント留置術	
	急性心筋梗塞に対するもの	39
	不安定狭心症に対するもの	29
	その他のもの	106

区分４に分類される手術件数	418
・大腿骨近位部骨折後手術実績	198

期間　令和６年１月１日～令和６年 12 月 31 日まで

Ⅶ. 個々の診療報酬の算定項目に分かる明細書の交付について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を推進していく観点から、平成 22 年４月１日以降の診療に対する領収書を発行の際に、個別の診療報酬の算定項目に分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担の無い方についても、明細書を無料で発行しております。

診療報酬明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。その点をご理解いただき、発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

Ⅷ. 各取り組み事項について

院内トリアージ実施料について

当院は、院内トリアージ実施料の届出を行っております。夜間、休日または深夜において受診された初診の患者様（救急車等で緊急に搬送された方を除く）に対して、来院時速やかに緊急性について判断をした場合、診療に係る料金に「院内トリアージ実施料」を算定させていただいております。

医療 DX 推進体制整備加算について

当院は、医療 DX を通じた質の高い診療体制を目指しております。

- オンライン資格確認システムにより取得した医療情報等を活用して診療を実施しております。
- マイナ保険証利用を促進し、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
- 電子処方箋の発行や電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX にかかる取り組みを実施してまいります。

医療情報取得加算について

当院は、オンライン資格確認について下記の整備を行っております。

- オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- 薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について

当院は、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでおります。
また、医薬品の供給不足等が発生した場合は、治療計画等の見直し等、適切な対応ができる体制を整備しております。状況によっては患者様へ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。事前にご説明の上変更いたしますが、ご不明な点がございましたらスタッフまでお尋ねください。

一般名処方加算について

当院は、後発医薬品のある医薬品について特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。
一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。
一般名処方について、ご不明な点等がありましたらスタッフまでお尋ねください。

患者サポート体制充実加算について

当院は、患者様に安心して治療を受けていただくために、患者様相談窓口を設置しています。
内容に応じて、医療安全管理担当者、医師、看護師、薬剤師、社会福祉士（ソーシャルワーカー）、事務職員、栄養士などの各担当者がご相談をお受け致します。

外来腫瘍化学療法診療料について

当院は、本診療料を算定している患者様から電話等による緊急の相談に 24 時間対応できる連絡体制を設けています。
急変時等の緊急時には、各専門領域との迅速な連携によるチーム医療での対応を行っており、実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性についても委員会で評価、承認を実施しています。

Ⅸ. 保険外負担に関する事項について

１）　初診・再診に係る費用の徴収

他の保険医療機関からの紹介によらず、当院に直接来院した場合については初診に係る費用として 8,800 円を徴収することになります。
ただし、緊急その他やむを得ない事情により、他の保険医療機関等からの紹介によらず来院した場合はこの限りではありません。
また、再診患者様の中で症状が安定し診療所への紹介を受けた患者様がかかりつけ医の紹介無しに再受診された場合、あるいは「かかりつけ医」への紹介を当院より申し出たが引き続き当院にて診察を希望された場合（紹介状交付の有無に関わらず）につきましては、再診料のほかに保険外併用療養費として 4,400 円を徴収することになります。
この費用は、病院と診療所の機能分担を推進する観点から、自己の選択に係るものとして初診料を算定する初診に相当する療養部分についてその費用を徴収することが出来ると定められたもので、特定機能病院及び 200 床以上の地域医療支援病院に義務付けられております。

２）　入院期間が 180 日を超える場合の費用の徴収

同じ症状による通算の入院期間が 180 日を超えますと、患者様の状態によっては健康保険からの入院基本料 15%が病院に支払われません。
180 日を超えた日からの入院が選定療養となり、１日につき 2,783 円は特定療養費として患者様の負担になります。
ただし、180 日を超えて入院されている患者様であっても、15 歳未満の患者様や難病、人工呼吸器を使用している状態など厚生労働大臣が定める状態にある患者様は、健康保険が適応されます。

３）　長期収載品の選定療養費について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある先発医薬品（長期収載品）を処方する際、医療上の必要がある場合等を除き、特別の料金を徴収します。
これは通常の 1～3 割の患者負担とは別に、先発医薬品と後発医薬品の価格差の４分の１相当を徴収するものです。
この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

4） 制限日数を超える医療行為（疾患別リハビリテーション）の場合
診療報酬の算定方法に規定する日数を超えて受けられる「疾患別リハビリテーション」に係る費用は保険外併用療養費として別途料金となります。
料金は以下のとおりです。

疾　患　別	料金（税込） １単位につき
心大血管疾患リハビリテーション料Ⅰ	2,255円
脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅰ	2,695円
廃用症候群リハビリテーション料Ⅰ	1,980円
運動器リハビリテーション料Ⅰ	2,035円
呼吸器リハビリテーション料Ⅰ	1,925円

5） 特別な療養環境を提供する有料の病室
室料差額は１日につき次の通りです。下記料金は「１日」にかかる費用です。１泊２日の入院の場合、「２日分」の料金となります。

種　別	室　番　号	特別な病室の設備内容	料金(税込) １日につき
個室Ｃ	308　310　358　360 408　410　458　460 508　510　558　560	シャワー、浴室、トイレ、テレビ、冷蔵庫	９，９００円
個室Ｂ	305　306　307　321　322　355　356 357　371　372　373 N307　N310　N311 405　406　407　431　432　433　455 456　457　471　472　478 505　506　507　521　522　523　555 556　557　571　572　573	シャワー、トイレ、テレビ、冷蔵庫	６，６００円
個室Ａ	301　375　376 N302　N318　N320　N321　N322 N323 401　402　437　438　451　473　475 477 501　502　503　525　526　527　528 551　552　553　575　576　577　578	トイレ、テレビ、冷蔵庫	５，５００円
二人部屋	N303　N313　N315　N316　N317 N325　400　450　530　580		３，３００円

6） 設備及び病院貸与料
ＴＶ、冷蔵庫、セーフティボックスは各病床に備え付けしております。１セット１日 770 円(税込)のご負担となり、利用日数に応じた実費のご負担をお願いしております。

種　別	料金(税込)
ＴＶ、保冷庫、セーフティボックス(1 セット)	770円

7） オムツ代

種　別	料金(税込) １枚につき	種　別	料金(税込) １枚につき
フラットタイプ	55円	安心パッド	55円
テープタイプ(S・M・L・LL)	138円	パンツタイプ(M・L・XL)	138円
アンダーパッド C(敷きオムツ)	119円		

8） 診断書料金
診断書のお申込みは、１階総合受付窓口にて受け付けております。

様　式	金額(１通)	様　式	金額(１通)	様　式	金額(１通)
病院書式診断書	3,300円	自賠責診療報酬明細書	3,300円	医療費支払証明書	660円
警察署提出用診断書	4,400円	自賠責診断書	4,400円	オムツ証明書	660円
生命保険診断書	6,600円	自賠責後遺症診断書	5,500円		
身体障害者診断書	6,600円	特定疾患申請書(新規)	6,600円		
障害年金診断書	6,600円	特定疾患申請書(更新)	3,300円		

※上記の料金表に掲示されていない書類については、１階総合受付窓口までお声掛けください。